

【ご記入に当たって】土地所有者(共有者)が2名以上のときは、土地所有者全員の署名押印が必要です。

住宅建築に関する地主の承諾書

(配偶者、直系親族 以外用)

(金融機関名)

株式会社LIXILホームファイナンス
独立行政法人 住宅金融支援機構 御中

記入日： 年 月 日

(土地所有者
(自署))

氏名	フリガナ (生年月日： 大正・昭和・平成 年 月 日)
住所	
電話番号	

※必ず印鑑証明書を添えてご提出ください。

1 私は、次表の土地に借地人(共有者※)
※建物の共有者全員をご記入ください

	が
--	---

木造
 準耐火構造
 耐火構造

の住宅を建築することを承諾します。

土地の表示 (登記上)	所在地	
	地積	平方メートル (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル)

2 私は、次の事項を承諾します (該当する□にレ点を付けてください。)

貸地等の権利	承諾事項等
<input type="checkbox"/> 賃借権 地上権 地役権	<p>1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定することについて</p> <p><input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません (以下の①及び②の事項については、承諾します。)</p> <p>住宅金融支援機構のために、1の土地の賃借権に質権を設定することについて (賃借権かつ定期借地権の場合に必ずご記入ください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません</p> <p>① 土地に抵当権等の権利(※1)が設定されている場合は、抹消すること。 ※1 地上権の場合は、その地上権に優先する抵当権等の権利を指します。</p> <p>② 借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構 (http://www.jhf.go.jp) に連絡すること(※2)。 ※2 借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構が債権保全上必要と判断したときは、借地人に代わって地代をお支払いします。</p>

(注1) 貸地等の場合で、住宅金融支援機構のために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

(注2) 建築した建物には、住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定します。

LHF使用欄

受付日	
検印	担当者

0211004-1905

住宅建築に関する地主の承諾書

(配偶者・直系親族 以外用)

(金融機関名)

株式会社LIXILホームファイナンス
独立行政法人 住宅金融支援機構 御中

記入した日付

記入日：令和1年5月X日

実印を押印

〔土地所有者
(自署)〕

氏名	フリガナ サトウ イチロウ 佐藤 一郎 (生年月日：大正 昭和 平成 25年 5月 X日)
住所	東京都千代田区西神田1-1
電話番号	03-XXXX-XXXX

※必ず印鑑証明書を添えてご提出ください。

私は、次表の土地に借地人(共有者※)の共有者全員をご記入ください

陸知 平蔵・陸知 花子 が

レ点でチェック

- 木造
- 準耐火構造
- 耐火構造

の住宅を建築することを承諾します。

土地の表示 (登記上)	所在地	東京都千代田区神田富
	地積	100 平方メートル (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル)

※略さず、登記簿謄本のとおりにご記入下さい。

2 私は、次の事項を承諾します (該当する□にレ点を付してください。)

貸地等の権利	承諾事項等
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権	1 の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定することについて <input type="checkbox"/> 承諾します <input checked="" type="checkbox"/> 承諾しません (以下の①及び②の事項については、承諾します。) ↳ 住宅金融支援機構のために、1の土地の賃借権に質権を設定することについて (賃借権かつ定期借地権の場合に必ずご記入ください。) <input type="checkbox"/> 承諾します <input checked="" type="checkbox"/> 承諾しません ① 土地に抵当権等の権利 (※1) が設定されている場合は、抹消すること。 ※1 地上権の場合は、その地上権に優先する抵当権等の権利を指します。 ② 借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構 (http://www.jhf.go.jp) に連絡すること (※2)。 ※2 借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構が債権保全上必要と判断したときは、借地人に代わって地代をお支払いします。

(注1) 貸地等の場合で、住宅金融支援機構のために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

(注2) 建築した建物には、住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定します。

LHF 使用欄

受付日	
検印	担当者

0211004-1905